

広島県税条例及び過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法及び過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、個人の県民税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税及び自動車税並びに過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の有効期限に関する規定を改正し、その他必要な規定の整理を行った。

1 広島県税条例の一部改正

(一) 個人の県民税

平成二十二年度課税分の個人の県民税に係る徴収取扱費については、納税義務者数に三千三百円を乗じて得た金額とすることとした。

(二) 不動産取得税

新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。

新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。

(三) 自動車取得税

当分の間の措置として、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を百分の五とする措置を講じることとした。

環境への負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して、平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間の措置として講じられている税率の引下げの特例措置について、次のとおり、車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加することとした。

ア 平成二十一年排出ガス規制に適合し、かつ、平成二十七年燃費基準を満たすディーゼル車 税率の四分の三を軽減

イ 平成十七年ガソリン車排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で平成二十七年燃費基準を満たすもの 税率の四分の三を軽減

ウ 平成十七年ガソリン車排出ガス基準値より五十パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で平成二十七年燃費基準を満たすもの 税率の二分の一を軽減
ディーゼル車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、その適用期限を延長することとした。

ア 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、
アに掲げるディーゼル車を平成二十二年八月三十一日までの間に取得した場
合、税率の百分の一を軽減する。

イ 車両総重量が十二トンを超えるディーゼル車及び車両総重量が三・五トン以
下の乗用のディーゼル車に係る特例措置について、その適用期限を平成二十二
年八月三十一日まで延長する。

ウ 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のディーゼル車に係る特例措置
について、その適用期限を平成二十三年八月三十一日まで延長する。ただし、
当該ディーゼル車の取得が平成二十二年十月一日から平成二十三年八月三十一
日までの間に行われた場合は、税率の百分の一を軽減する。

排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車で初めて新規登録等を受けるもの以
外の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、
その適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長することとした。

ア 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、

イに掲げるもの 取得価額から三十万円を控除

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、

ウに掲げるもの 取得価額から十五万円を控除

(四) 軽油引取税

当分の間の措置として、税率を一キロリットルにつき三万二千百円とする措置
を講じることとした。

揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合における軽油
引取税の税率の特例の適用停止等の措置を講じることとした。

(五) 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新
車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例
措置について、軽減対象の見直しを行った上、次の措置を講じることとした。

環境負荷の小さい自動車

平成二十二年度及び平成二十三年度に新車新規登録された電気自動車、プラグ
インハイブリッド自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車及び平成
十七年排出ガス基準値より七十五パーセント以上排出ガス性能の良い自動車で、
平成二十二年度ガソリン車燃費基準値（ディーゼル車にあつては平成十七年度デ
ィーゼル車燃費基準値）より二十五パーセント以上燃費性能の良いものについて、
当該登録の翌年度に税率の概ね百分の五十を軽減する。

環境負荷の大きい自動車

平成二十二年度及び平成二十三年度に以下の年限を超えている自動車（電気自
動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除

く。()について、その翌年度から税率の概ね百分の十を重課する。

ア ガソリン車又はLPG車で新車新規登録から十三年を経過したものの

イ ディーゼル車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で新車新規登録から十一年を経過したものの

(六) その他

その他必要な規定の整理を行った。

2 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正

過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が延長されたことに伴い、条例の有効期限を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。

二 施行期日

平成二十二年四月一日。ただし、一(六)の改正規定(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に係るものに限る。)は、平成二十二年六月一日